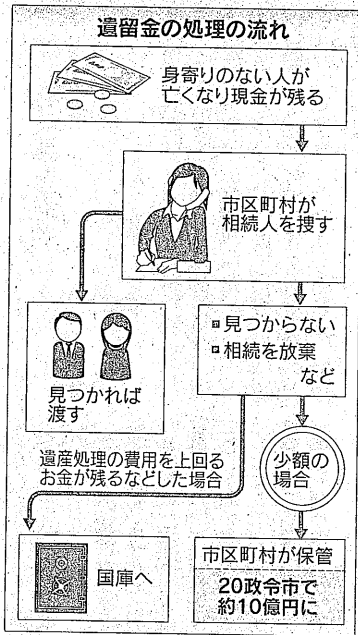


相続人ない高齢者らの遺産

「遺留金」10億円塩漬け

ひとり暮らしの高齢者らの死後に残された現金の取り扱いに各地の自治体が苦慮している。相続人が見つからなかったり受け取りを拒まれたりする例が多く、国庫に収める手続きにも費用がかかる。やむを得ず保管し続けることした「遺留金」は20政令指定都市で約10億円。65歳以上の単身世帯が600万人近くにいる中、自治体は「活用策を示してほしい」と国に法整備を求めている。



政令指定都市の遺留金

大阪府	7億2697万円
東京都	9702万円
北九州	5497万円
神奈川	4696万円
千葉	4095万円
名古屋	2563万円
新潟	1827万円
福岡	1483万円
香取	1170万円
山梨	1138万円
茨城	757万円
群馬	696万円
栃木	619万円
茨城	211万円
群馬	204万円
山梨	148万円
新潟	79万円
山梨	43万円
新潟	15万円
山梨	6万円

(注)金額は概数。札幌市と千葉市は2016年3月末、北九州市は17年10月末、その他は17年3月末時点

20政令市 有効活用に法の壁

大阪市内で今夏、ひとり暮らしの80代男性が亡くなった。自宅からは約100万円の現金が見つかり、市職員が相続人となる親族の所在調査を進めているが、いまだに連絡が取れない人もいる。「手渡せるのはいつになるだろうか」。現金は遺留金を管理する市の口座に留め置かれたままだ。

親族に拒まれ

身寄りのない人が亡くなると、市区町村は墓地埋葬法などに基き葬儀を行う。本人の所持金から葬儀費用を差し引いて残額があれば相続人に引き継ぐが、手続きが円滑に進むことは少ない。戸籍をたどり親族関係を調べるだけで数カ月かかる。連絡が取れても「縁を切った面倒だから受け取らない」と対応を拒まれることもある。

相続人がいなかったり相続を放棄したりした場合、市区町村が民法に基づき家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、管理人の弁護士が国庫に収める仕組みがある。ただ弁護士費用に30万〜50万円程度かかり、遺留金がこれより少ない場合は自治体側の持ち出しとなる。「少額の遺産処理に公金を使うことは市民の理解が得られない」と(大阪市)として申し立てを見送るケースが多い。

(こうして)自治体が保管せざるを得なくなった遺留金は20政令市の合計で約10億7千万円。最も多い大阪府は2017年3月末時点で約7億2千万円、生活保護受給者が残したお金が多いという。現金のみを計上している自治体もあり、銀行の預金などを含めると引き取り手のない遺産はさらに膨らむとみられる。

民法には第三者が個人の財産などを管理する際の手続きを定めた「事務管理」の規定がある。法務省は「遺留金の保管は事務管理を自治体が担っ

ていと言え、法令上の問題はなし」としているが、指定都市市長会は17年7月、遺留金の活用法について法整備するよう同省に要請。各市の担当者も「単身高齢者の増加で今後も遺留金は増え続ける。自治体の財源とするなど取り扱い方を定めたい」と訴える。

民法で想定せず

神戸市は法律に反しない範囲で遺留金を活用しようとして、相続人を探すための通信費などを本人分の

の遺留金から差し引けるようにする全国初の条例案を18年2月の市議会に提出することを決めた。しかし、条例が制定されても遺留金が私有財産という位置付けには変わりなく、市担当者は「使途は限定され問題の抜本的な解決策にはならない」と話す。

関東学院大の白石裕教授(地方自治)は「民法などは相続されない財産がこれほど増えるという事態を想定していない」と指摘。「現代社会の実態に合わせ、高齢者向けの福祉施策の財源とするなど有効に活用できる新たな仕組みを探るべきだ」と話している。